

## 各WG・アジア経済戦略、金融等分野における規制・制度改革事項

### 1. グリーンイノベーションWG

#### (1) グリーンイノベーションWGにおける改革に向けた基本的考え方

##### I 再生可能エネルギー分野

###### (基本認識)

- 我が国は一次エネルギー供給の8割以上を原油、可燃性天然ガス、石炭等化石燃料に依存しているところ、資源権益確保をめぐる国際競争の熾烈化や資源供給国における資源ナショナリズムの台頭等により、これらの燃料確保が従来に増して困難となる懸念が高まっている。このため、再生可能エネルギーを含む非化石エネルギー源の利用の促進が我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給を確保する上で重要な課題となっている。
- また、地球温暖化問題の解決は、国際的にも重要な課題である。温室効果ガスの約9割がエネルギー起源のCO<sub>2</sub>で占められている我が国では、国民生活・企業活動・地域社会におけるエネルギー需給構造を低炭素型のものに変革していくことが強く要請されている。
- 国内で調達可能であり、かつ、環境負荷も小さい再生可能エネルギーは、エネルギー・セキュリティの確保、低炭素社会の実現の観点から、遍く国民に利益をもたらす公共性の高いものである。さらにグリーン・イノベーションを促進し、環境関連産業育成を通じて国内外の新市場を開拓し、雇用機会の創出等の面で広く国民経済に資することも期待されており、再生可能エネルギーの導入拡大は今日的な重要政策課題となっている。

(改革の方向性)

- エネルギー供給事業者に再生可能エネルギーの利用を義務づけたエネルギー供給構造高度化法や太陽光の余剰電力買取制度の創設に加え、現在、再生可能エネルギーの全量買取制度の導入のための法制度が検討されているところであるが、これらの制度を最大限活用し、再生可能エネルギーの大量導入を実現していく上では、関連設備の設置という入口段階での手続きが円滑に進められなければならない。
- 再生可能エネルギーの導入拡大という新たな政策課題が生じている現状やそれが国民経済社会に遍くもたらす便益を十分に踏まえ、再生可能エネルギー設備の設置について、その公共性の高さを鑑み、優先的な位置付けを与える等により、当該設備の設置を柔軟に認める方向で規制の見直しを行うべきである。

## Ⅱ スマートコミュニティ分野

(基本認識)

- 平成 22 年 6 月、総合的なエネルギー安全保障の強化を図りつつ、地球温暖化対策の強化とエネルギーを基軸とした経済成長の実現を目指す、エネルギー基本計画が閣議決定されたところである。同月に閣議決定された新成長戦略も踏まえ、我が国が世界をリードする I T 技術及び信頼度の高い送配電網を活用することにより、エネルギー・環境分野において、国内新規需要を創出するとともに、成長する海外関連市場で競争力を有する産業への革新を図ることが喫緊の課題である。
- 本課題の達成には、再生可能エネルギーの拡大に伴う太陽光発電等の出力不安定な分散型電源と需要家側の機器を制御し、安定的な電力供給を確保する「スマートグリッド」の整備はもとより、熱や未利用エネルギーも含めたエネルギーを地域単位で統合的に管理する

「スマートコミュニティ」を構築する必要がある。これらの構造変化や技術革新等を踏まえ、低炭素型社会の達成とエネルギーを基軸とした経済成長を実現する観点から、電力・ガス分野における大胆なパラダイムシフトを促す制度改革を実現すべきである。

(改革の方向性)

- 新成長戦略においては、次世代自動車（電気自動車・燃料電池自動車等）の普及促進を掲げている。次世代自動車の普及にあたっては、企業努力や消費者の環境志向の向上等は勿論のこと、インフラ整備にかかる必要な施策を講じていくことが重要である。したがって、急速充電器設置にかかる電力契約の柔軟な制度運用や、リチウムイオン電池の取扱いに関する国際基準との整合性確保の観点から改革を進める。
- 「スマートコミュニティ」の実現に向けては、供給側の対応のみならず、需要家が自らのエネルギー需給情報を詳細に把握することにより、需要家の主体的な行動変化を促す必要がある。したがって、電気料金や需要家情報等について、需要家の選択肢の拡大に向けた基盤整備のための改革を進める。また、エネルギーの地域単位での最適な利用を促進する観点から、特定電気事業制度等の電力融通の円滑化についても実効性を高めるための改革を行う。
- さらに、エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO<sub>2</sub>化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。したがって、インフラ整備を効率的に行うことにより、ひいては需要家負担の軽減を図るという視点で改革を進める。

### Ⅲ 3R分野

#### (基本認識)

- 世界的な資源制約が顕在化しつつある昨今において、資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする循環型社会を形成していくとともに、低炭素社会の実現に向け、相乗効果を発揮する取組みを推進していく必要性が一層高まっている。
- 循環型社会への転換をより進め、持続可能な社会を構築していくにあたっては、環境保全と経済の発展をともに両立しつつ、廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び循環的利用の徹底を図った上でなお循環的利用が行われないものについては、適正な処分が確保されなければならない。
- 環境保全と経済の発展の両立にあたっては、リサイクル産業の更なる成長が不可欠であるが、このためには循環資源の回収及び処分を適正かつ効率的・効果的に行うことで、社会的コストを削減すべきである。

#### (改革の方向性)

- 3Rを推進するにあたっては、国民や企業などの排出者及び適正処理を行う事業者全てが、正しい現状認識の下、自らの合理的な判断によって環境負荷の低減に取り組むことに加え、化石燃料エネルギーの抑制の観点も含め、最も効率的・効果的な手法を活用するべきである。
- 不適正処理の防止には十分配慮するとともに、資源の価値が経済状況の影響を受けて変動することで、適正な有効活用が妨げられるような場合には、一定の条件の下、継続的な利用を可能とするべきである。
- 廃棄物処理業の健全な発展を図るためには、不適正な処理を行う事業者に対しては厳しく対処する一方、優良な事業者の事業活動が阻

害されるようなものとならないよう、バランスのとれた政策を進める必要がある。

(2) 各府省庁が取り組む規制・制度改革事項

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	民有林における開発許可の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず民有林における設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すとともに、関係者へ周知徹底すべきである。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 森林等においては国土保全の観点が必要であるが、一般電気事業者が発電設備を設置する場合に許可が不要であるにも関わらず、その他の民間の発電事業者は許可が必要となっており、合理性に欠けている。許可取得が国土への影響を確認するためのものであるならば、事業主体によらず同一の取扱いとすべきである。</li> <li>○ 電気事業法に基づく指導監督は、あくまで電気事業の的確な遂行の観点から行うものであり、当該法の目的の範囲を超えて指導監督を行うほどの裁量権を法所管行政官庁が持ち合わせるものではない。また、電気事業者が発電設備を新設する場合も「許可」ではなく「届出」で可能とされている。そもそも電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは不合理である。</li> <li>○ 少なくとも特定規模電気事業者については、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の</li> </ul>

	<p>対象となっている。また、森林法上の公益性を判断するにあたり、供給義務の有無や土地収用法第3条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずである。</p> <p>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	民有林における開発許可の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林地開発許可の申請にあたっての「相当数の同意」について、開発行為の妨げとなる権利を有する全ての者の3分の2以上の者から同意を得ていることとするべきである。＜平成23年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 林地開発許可の申請にあたっては、「相当数の同意」が必要であるが、実際には相続人が不明の場合や、共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。</li> <li>○ また、「相当数の同意」であっても、実態として全ての地権者の同意書の取付けが求められることから、共有名義の場合に地権者を探したてるのに数年を要する場合がある。</li> <li>○ したがって、名義変更漏れなど林地の所有者が不明の場合が多い実態を踏まえ、事実上全員の地権者の同意書が必要となる現在の運用は合理的な内容に見直すべきである。</li> </ul>



【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、通達における国有林野の貸付要件について、売電先にかかわらず、自治体の同意書があれば、再生可能エネルギー発電の事業に公共性・公益性を認めるべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② また、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業についても、再生可能エネルギーの発電設備と同様の条件で貸付を認めることを明確化すべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</p> <p>○ 国有林は森林の 3 割（国土面積の約 2 割）を占めており、風力発電のポテンシャルが高い地域に多く存在していることから、再生可能エネルギーの導入促進が期待できる。</p> <p>○ さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図ることは、財政収入増加の観点からも検討の余地があると考えられる。</p> <p>○ しかしながら、一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で 5 ha を超える国有林野を使用する場合、「発生電力の半分以上を一般電気事業者に売電する」「地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられている」必要があるため、当該発電事業者が一般電気事業者以外の民間事業者（すなわち特定規模電気事業者）や卸電気取引所向けに発生電力を売電する場合等には 5 ha を超える貸与を受けること</p>

	<p>ができず、事業計画を断念せざるを得ない場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、一般電気事業者以外への売電によるグリーン電力証書市場の形成・拡大や、それによる再生可能エネルギーの供給拡大が注目されている中、発電事業者間の競争上も貸付条件が異なることは不合理である。</li><li>○ また、地元市町村の支援が得られる場合であっても、基本構想等の振興計画変更までに時間を要するとともに、計画の見直しが柔軟に行われない場合には、次期策定まで数年待つ必要が生じてしまうことは問題といえる。</li><li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。</li><li>○ したがって、国有林野における貸付要件・基準については、通達における地方自治体への基本計画等への位置付け要件を撤廃するとともに、熱供給や蒸気供給等、再生可能エネルギー発電附属のエネルギー供給事業も含め、再生可能エネルギーであればその事業に公共性・公益性を認める方向で現行の貸付要件を見直すべきである。</li></ul>
--	--

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	国有林野における許可要件・基準の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても事業の主体によらず、その事業に公共性・公益性を認める方向で現行の国有林野の貸与要件を見直すとともに、貸付が認められる場合について明確化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	財務省、農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ さらに、国有林を含む国有財産の有効活用を図ることは、財政収入増加の観点からも検討の余地があると考えられる。</li> <li>○ 地熱発電の事業実施形態としては、地熱発電の用に供する蒸気を生産する事業者と、その蒸気を利用して発電を行う発電事業者の独立した 2 社が共同スキームを組んで実施する方式があるが、この事業形態をとる場合、蒸気生産会社が必要とする土地の賃借料が 30 万円を超えれば、現行の貸付条件下では事業実施を行うことができず、計画を断念せざるを得ない場合がある。</li> <li>○ 低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている中、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、「公共性・公益性」の基準を見直し、新たな判断基準を創設すべきである。</li> <li>○ また、地熱発電事業の特性を鑑み、地熱蒸気を地下から取り出し、発電事業者に販売する蒸気生産事業者についても、当該事業が発電事業者との共同スキームであることが明確である場合には、発電事業の一環と看做すこと</li> </ul>

	で当該事業に公共性・公益性を認めるべきである。
--	-------------------------

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	保安林における許可要件・基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 保安林の指定目的や指定状況を再精査するとともに、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば事業主体によらず設置を柔軟に認める方向で、保安林指定解除要件を見直すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② その上で、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件（保安林内作業許可及び保安林指定解除手続き）に係るガイドラインを策定すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>③ 風力発電については、環境アセス法の手続きも導入が予定されているが、保安林における許可要件との重複がないよう、調整を図るべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	<p>① ②農林水産省</p> <p>③ 環境省</p>
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 地熱発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</p> <p>○ 保安林は日本の森林の約 5 割（国土面積の約 3 割）を占めるが、その山稜部分は風況も良く、かつ、住居からも離れているため、風力発電設備の設置に適している場合が多い。また、地熱発電に係る有望地域も存在する。適切な場所を選定し、発電設備設置が柔軟に認められるようになれば、更なる再生可能エネルギーの導入促進が期待される。</p> <p>○ また、海岸線沿いの飛砂防備保安林への風力発電設置により、街の観光シンボルとなっている事例もあり、地域活性化にも貢献できる。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ しかしながら、保安林内に発電設備を設置する場合、保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体毎に統一されていない。</li> <li>○ また、作業許可で設置可能な場合や保安林指定解除を要する場合があります、手続きのプロセスについて明確化を行うべきである。</li> <li>○ また、保安林の指定解除を行う場合の要件として、「指定理由の消滅」又は「公益上の理由の発生」を証明する必要があるが、「公益上の理由」が適用される場合を土地収用法による収用の場合等に運用通達上限定しているため、土地収用法に規定される電気事業法上の電気事業に従事しない民間の発電事業者はこれを理由に解除を求めることができない。これに関し、再生可能エネルギーは低炭素化や長期的なエネルギーの安定供給（エネルギー自給率の向上）に資するものであり、保安林の有する公益的機能とも比較衡量しうるものである。また、発電設備は、電気事業法上の保安規制等でも位置づけられており、法的根拠は存在している。</li> <li>○ 現状では、電気事業に従事しない民間の発電事業者は「指定理由の消滅」により、保安林解除申請を行うこととなるが、その際、その地点でしか開発できないことを示す様々な資料の提出（地域内又は日本全国での風況や経済性比較等）が求められている。電気事業制度上、自由化されている発電市場において許可条件が異なることは発電事業者間の競争上も問題があるといえる。</li> <li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備設置に係る新たな判断基準を創設すべきである。</li> </ul>
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	農地における開発許可の見直し①
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、農業経営条件が悪いため、耕作放棄されているなどの第一種農地を中心に設置を柔軟に認める方向で、許可のあり方を見直すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 農地については、道路も整備されており、風況が良いなど、風力発電設備の立地に適している場合が多い。また、日照の関係上太陽光発電に係る有望地域も多く存在しており、適切な場所に設置することで、更なる再生可能エネルギーの導入が期待できる。</li> <li>○ 第一種農地の中には耕作放棄地も少なくなく、例えば、農地として利用することが不可能な土地を活用することで、作業道等の整備による利便性向上や観光客の到来によって地元農家による売店の売上向上など、地域資源を活用した新たな農産業育成に貢献することも可能である。</li> <li>○ 第一種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められないが、「相当の理由」に該当する「公益性の高いと認められる事業」として、土地収用法の対象事業が挙げられており、この対象とならない民間の発電事業者による再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害されている。</li> <li>○ 農地法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第 3 条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずで</li> </ul>

	<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、「相当の理由」に該当する「特別の立地条件を必要とする」事業のうち、従来は「土石その他の資源の採取」として発電設備設置のための農地転用が認められていたが、特段の説明もなく解釈変更により認められなくなったという指摘もあり、発電事業者の事業実施に際しての障害となっている。</li> <li>○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。また、農地転用許可を受けるために電気事業法上の許可を求めるとするのは本末転倒である。</li> <li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の設置許可について、新たな判断基準を創設すべきである。</li> </ul>
--	---



【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	農地における開発許可の見直し②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、農地への設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 優良農地の確保は重要であるが、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には農地転用許可が不要とされている一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要とされており、合理性に欠けている。</li> <li>○ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。</li> <li>○ また、電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農地法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第 3 条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。</li> <li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導</li> </ul>

	入促進の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑧】

規制・制度改革事項	農用地域内における開発許可の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、再生可能エネルギー設備であれば、事業主体によらず、農用地域内への設置を柔軟に認める方向で許可のあり方を見直すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電や風力発電といった再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 農用地域内の農地を転用するためには、当該区域から除外するための手続きが必要であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要している。</li> <li>○ 一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き、当該手続きが不要となっており、不合理である。</li> <li>○ 電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業者と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。</li> <li>○ 電気事業制度上、発電市場は自由化されており、発電事業者間の競争上も許可条件が異なることは問題がある。農振法上の公益性を判断するにあたり、土地収用法第 3 条の対象に該当するか否かは絶対条件ではないはずであり、実態を踏まえた見直しを行うべきである。</li> <li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的</li> </ul>

	<p>課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、「公益性」の基準を見直し、再生可能エネルギー設備の開発許可に係る新たな判断基準を創設すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑨】

規制・制度改革事項	農地法面を利活用した太陽光発電設備設置に係る基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の有効活用の観点から、未利用地である畦畔・法面部分であれば太陽光発電設備の設置にあたって、農地転用の要否及び、転用許可の要否に係る判断基準を明確化し、関係者へ周知徹底を行うべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 農村地域の農地に占める畦畔率は高く、日照条件が良好な場所が多いことから、太陽光発電設備設置による未利用地の活用が期待できるが、農用地区域からの除外や農地転用手続きに時間や事務コストを要することから、利活用が進んでいない。</li> <li>○ 農村地域の農地の畦畔においては、農業従事者の高齢化に伴う草刈等の管理が負担となっており、太陽光発電設備の設置によって再生可能エネルギーの導入が促進されるとともに、大幅な管理コストの削減が期待できる。</li> <li>○ したがって、中山間地域の希少な土地である、畦畔・法面を太陽光発電用地として利用可能とすることにより、従来は不利とされていた地形条件を有効に活用し、農村での再生可能エネルギー導入促進と農家経済の増大を図るべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	補助金返還義務の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 関係省庁間において、①収益納付等の補助条件の付与や他用途使用等の場合の補助金の返還命令は、補助金適正化法上「できる」規定に基づくものであり、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと、②交付要綱は各省庁が財務省に協議することなく独自の判断で定めるという原則の下、各省庁が独自の判断で交付要綱に収益納付規定を設けない或いは補助金返還を求めないとすることができること、について改めて確認すべきである。</p> <p>&lt;平成 22 年度中措置&gt;</p> <p>② 各省庁においては、収益納付や返還義務に係る運用実態を把握し、現在の予算執行状況が適切かどうか、例えば、雇用創出を目的として交付する補助金において収益納付を求めることにより、かえって補助金の本来の目的の達成を阻害していないかどうかを見直し、上記の解釈に則って、各省庁が執行している補助金交付要綱中の収益納付や補助金返還規定の要否を検討し、その結果に基づいて必要な措置をとるべきである。また、省庁横断的に補助金の適正な執行と運用を確保するため、関係省庁間にて、当該検討結果について情報の共有を図るべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	全府省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 補助金適正化法に基づき、環境技術開発や間伐事業等の環境関連補助金をはじめとする補助金交付要綱において、収益納付や他用途への使用に係る補助金返還に係る規定が定められている。</p> <p>○ しかしながら、実質的には当該規定が補助金の返還等の義務規定として機能し、補助金により取得又は整備した用地等の有効利用が妨げられたり、交付を受けた補助金額を貸借対照表上の預かり金として処理せざるを得ないことから、補助金本来の効果が減殺されてしまってい</p>

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 圃場整備事業や森林の間伐事業等、過去に補助金の対象となった用地であっても、発電設備の設置等による利用が一部である場合や既に休耕地等になっており、合理的であると判断される場合については、補助金を返還することなく利用を認めるべきである。</li><li>○ 環境技術開発等に係る補助事業については、国際競争力強化のためのコスト削減の原資として補助金を最大限有効活用できるよう、収益納付が必要な条件は限定的なものとするべきである。</li><li>○ 特に、産業発展や雇用創出のために交付する補助金については、当該補助金の交付によって将来的に収益が発生し、補助対象企業の成功が産業全体の成長へ波及する効果こそが補助金交付の成果であり、雇用創出等の効果によって公益への貢献も認められることから、収益納付を義務づけなくとも、公益と私益のバランスを失するものではない。</li><li>○ したがって、補助の目的や事業の性質によっては収益納付を課す必要がないこと及び補助の目的が損なわれない範囲であれば補助金返還を求める必要がないこと等について、合理的な判断で補助金が適正に運用されるよう留意しつつ、一定ルールを明確にするべきである。</li></ul>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑪】

規制・制度改革事項	市街化調整区域における風力発電機付随設備に係る設置許可の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギー導入の重要性を鑑み、風力発電機に付随する施設であれば、市街化調整区域における許可は不要である旨明確化すべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 風力発電等の再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 市街化調整区域における風力発電機の設置については許可が不要となっているが、これに付随する管理棟や変電設備等は建築物に該当することから都道府県知事の許可が必要とされ、許可がおりない場合には、結果として風力発電事業が実施できない場合がある。</li> <li>○ こうした状況や低炭素社会の実現という新たな国民的課題が生じている点を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進の重要性を鑑み、風力発電機付随の管理棟・変電設備等については、一体的に発電設備と看做すことによって、開発許可を不要とすべきである。</li> <li>○ なお、電気事業分野では規制改革が進み、特定規模電気事業者は、自由化された小売市場において、不特定の需要先に電気の供給を行っている（自ら送電線を敷設して販売することも可能）。また、災害時等非常時における供給命令の対象となっている等の点から、他の電気事業と同様、電気事業法においては公益特権の対象となっている。</li> </ul>



【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制・制度改革事項	発電水利権許可手続の合理化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 周辺環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて規模要件等から明確化した上で、周辺環境に与える影響が小さいと判断される水力発電設備の設置については、河川影響調査等の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るとともに、当該根拠を公表すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② 水利権更新時において、使用水量に変更のない単純更新の場合は、発電規模の大小に拘わらず、流量審査を省略する等手続きの簡素化を図るべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。</li> <li>○ 小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力と時間とコストを要している。小水力発電の普及拡大に向けて、これらの調査等に係る手続きの簡素化を図るべきである。</li> <li>○ 発電ガイドライン対象外の水力発電施設については、使用水量に変化がない単純更新の場合、「期間更新」扱いとして流量審査等を行うことなく手続きを簡素化している例もある。発電ガイドライン対象の水力発電施設についても同様の扱いとするとともに、その取扱いについて明確化すべきである。</li> <li>○ 河川法施行規則第 40 条において添付図書を省略できる場合を「許可に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付図書の全部を添付する必要がないと</li> </ul>

	<p>認められる場合」と規定しているが、許可担当者と許可申請事業者との間で合理的な調査範囲等について適切に検討できるよう、この考え方を明確化すべきである。</p> <p>○ 環境省による再生可能エネルギー導入ポテンシャル調査（平成 21 年度）において、中小水力発電の導入ポテンシャルは 80～1,500 万 kw と推計されており、許可の見直しによって、導入に係る期間とコストが削減され、更なる普及促進が期待できる。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制・制度改革事項	自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 自然公園法に基づく許可に係る環境影響調査の要否を合理的な根拠に基づいて判断する基準を明確にするとともに、当該根拠を公表すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② 周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、既往の文献調査や聞き取り調査のみで可とするなど、環境影響調査の簡素化を行うことにより、審査手続きの迅速化を図るべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。</p> <p>○ 自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められる場合があるが、特に動植物調査（トラップ調査、植生調査など）については、1年半以上の調査期間を要するなど多大な労力が必要となっている。</p> <p>○ 自然環境保全の観点では重要であるが、自然公園法上の審査や運用基準の明確化を行うとともに、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、審査に係る調査の簡略化を行うことによって、手続きの迅速化を図るべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制・制度改革事項	小水力に係る従属発電に関する許可手続の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電設備の設置については河川の流量に新たな影響を与えないことから、既許可水利権者との協議を前提に許可手続きを届出で可とするなど、手続きの見直しを図るべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貴重な水資源を有効活用し、再生可能エネルギーの導入拡大を推進するためにも、周辺環境に与える影響の度合い等、発電規模に応じた合理的な基準を定めることによって、小水力発電の円滑な普及促進を行うべきである。</li> <li>○ 農業用水の水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電について、申請手続きの簡素化は進んでいるが、許可制である以上、河川管理者との事前協議や許可申請に係る調査が必要となり、依然として小水力発電を実施しようとする事業者にとっての手続き面及びコスト面での負担が大きいという現状がある。</li> <li>○ 取水後であれば河川の流量に新たな影響を与えず、発電目的であれば最終的に放水する水量にも変化はないことから、水利使用者間での協議の結果、既に許可を得ている目的の達成に支障がないことの合意が得られた場合においては、許可手続きを不要とするべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑮】

規制・制度改革事項	ダム水路主任技術者の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要（案）	<p>① ダム水路主任技術者選任の要件緩和について、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取り纏められた通り、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② その上で、ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていないため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。</p> <p>○ ダム水路主任技術者選任の要件緩和については、平成 22 年 1 月に小型発電設備規制検討ワーキンググループの報告書が取り纏められた通り、一定条件における選任不要化等の対応を早急に行うべきである。</p> <p>○ 加えて、当該対応を行ってもなお、ダム水路主任技術者の選任を必要とする規模の発電設備を有する事業者につき、有資格者の確保が困難な場合があることから、当該事業者が小水力発電の適切な維持管理を行えるよう、ダム水路主任技術者の外部委託化を可能とするべきである。</p> <p>○ さらには、有資格者の増大のためにも、一定の講習等による免状交付を認めるなどの措置も検討するべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑯】

規制・制度改革事項	太陽光発電設備の緑地への算入
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太陽光発電の更なる導入促進を図るためにも、環境貢献という観点から都市緑地法に規定されている緑化率に参入される「緑化施設」に、太陽光発電施設を含めるようにすべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 太陽光発電を含む再生可能エネルギーは、石油等に代わるクリーンなエネルギーであり、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、広く国民経済に資するものである。平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画等を踏まえつつ、今後も導入効果を定量的に評価しながら、適切に普及を進める必要がある。</li> <li>○ 先進的な自治体の独自条例によって、一定規模以上の建築物の新築または改築時に規定される緑化面積に、太陽光発電設備も緑地として算入可能としている場合があるが、都市緑地法・都市計画法等に同様の規定がない。</li> <li>○ したがって、再生可能エネルギー導入促進の観点から、都市緑地法においても同様の措置を講じることによって、建築主にとって太陽光パネル設置へのインセンティブがもたらされるような仕組みを検討すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑰】

規制・制度改革事項	地域冷暖房に係るエネルギープラント附属工作物の都市公園における占用の容認
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存の都市公園の地下に地域冷暖房施設を設ける場合にあつては、公園管理者と協議の上で、立体都市公園制度の活用に伴う当該都市公園の区域の変更により、地上部に煙突や冷却塔を設けることが可能である旨、周知徹底するとともに、当該協議が円滑に進むよう必要となる手続きやルールについて明確化すべきである。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域冷暖房の利用は、省エネルギー効果が高く、今後も普及拡大を図るべきである。</li> <li>○ 立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設（煙突や冷却塔）を地上部分に設置することは認められておらず、実質的に利用することが不可能との指摘がある。</li> <li>○ 既成市街地において、地域冷暖房のプラントスペースを確保することは困難であり、工事費用も割高になるため、公共の安全確保などへ配慮することを前提に、都市公園の有効利用を可能とする方向で、制度整備を進めるべきである。</li> <li>○ これによって、地域冷暖房の普及が促進され、既成市街地におけるエネルギーの面的利用による省エネルギー、低炭素化に貢献できる。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑱】

規制・制度改革事項	下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 下水熱や河川熱等を利用した熱供給を行う際に必要となる手続きやルールを明確化・簡素化すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② また、これらの手続きやルールの検討に当たっては、関係省庁（国土交通省、環境省、経済産業省、農林水産省）が連携し、事業者の利便性にも配慮したものとすべきである。その際、内閣府がフォローアップ主体となって進捗管理を行うべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 下水（処理水・未処理水）や河川、海、運河、地下水等の持つ未利用の熱エネルギーの活用は、地産地消の再生可能エネルギーの利用であり、省エネルギー効果も高く、普及促進を行うべきである。</p> <p>○ しかしながら、下水道法等、各種法律において、熱利用に関する考え方が規定されていないため、事前協議や手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。</p> <p>○ また、河川水の利用にあたっては、熱利用者に公共性・公益性が求められるため、河川近傍にあるビルでも民間企業単体での熱利用ができないといった課題がある。省エネに資するという観点から、環境に影響を及ぼさないことを前提に柔軟な判断を行うべきである。</p> <p>○ したがって、従来の法制度には存在していなかった「熱利用」という概念を規定することによって取水・放水温度の幅や工作物設置許可基準、許可申請先、申請可能事業者、対価の概念等の諸ルールを整備する等、熱利用の円滑化に向けて運用の明確化と簡素化を図るべきである。</p> <p>○ 熱交換設備の設置の場所によっては、複数の法律が適用となる場合もあることから、各水系毎のルールは可能な限り共通の考え方のもので策定・整理されるべきである。</p>



【グリーンイノベーションWG ⑱】

規制・制度改革事項	潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続の統一化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体が潜熱回収型給湯器ドレン排水を雨水排出として認めることができるよう、水質や公衆衛生の観点からガイドラインを策定し、周知徹底すべきである。</li> </ul> <p>＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共下水道管理者の許可を受けた場合等においては、土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設の設置は不用であるが、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水として証明がなされているものであっても、雨水排出として取扱えるかについての判断が、自治体毎に異なっており、普及の障害となっている。</li> <li>○ したがって、既に一定の水質基準を満たす清浄水であることが明らかな場合については、自治体の判断に委ねるのではなく、統一的基準を明文化すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 事業者負担の軽減に向けて、省エネ法、温対法、自治体の条例に係る報告様式等の整合性が図られるよう、自治体へ働きかけを行うべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② また、省エネ法、温対法の次期改正時には、自治体が独自に条例を制定するにあたって、事前に所管省庁へ協議することで調整を図る旨規定すべきである。          &lt;平成 23 年度以降措置&gt;</p>
所管省庁	経済産業省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 省エネ法が特定事業者に対して毎年提出を求めている定期報告書・中長期計画書、温対法が特定排出者に提出を求めている温室効果ガス算定排出量等の報告書について、現行では省エネ法が本社所在地を管轄する経済産業局及び当該事業者が設置している全ての工場等に係る事業の所管官庁、温対法が当該特定排出者の事業を所管する全ての大臣に同じものを提出するよう求めており、事務手続きが煩雑化している。</p> <p>○ また、東京都環境確保条例のように、各自治体が独自に規定しているものも含め、適用対象や義務内容が少しずつ異なっており、個別の対応に係る事務コストが増加している。</p> <p>○ 実質的には共通する部分の多い報告を個別の省庁や自治体に対して行うことが求められていることは、個々の企業において莫大なコストが発生するとともに、極めて非効率である。</p> <p>○ 地球温暖化対策は、国、地方自治体、事業者を含めて国全体で一体として取り組むべき課題であり、情報の集約化・一元化を図ることで、手続きに係る事務の合理化・簡素化を行うべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化①
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 立地選定の面から代替性がなく、農道を利用するガス工作物を敷設する場合について、農地転用許可を不要とすべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② 農地転用が認められた事業実施に際し、機材の保管や重機等の搬入出用、立て杭用として一時的に仮設用地を利用する場合については、農地転用許可は不要である旨、周知徹底すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合等については農地転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、転用の許可が必要とされているため、円滑なインフラ整備が行えず、ガス管敷設時期の遅延によるコスト増に繋がっている。</li> <li>○ 近年、天然ガスの普及が促進し、ガス導管の延伸による需要地同士を連結する敷設ニーズが高まってきている。本来、土地収用法において公共の利益となる事業と看做されている電気事業とガス事業で取扱いが異なることは不公平である。</li> <li>○ 省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡大の観点からも、農地転用許可不要の対象となる事業にガス事業を追加すべきである。</li> <li>○ また、農地転用が認められた場合にも、設備設置のため、機材の保管や重機等の搬入出用や立て杭用として一時的に利用する仮設用地については、地方公共団体ごとに取扱いが統一されていない。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は、公益性が特に高いと認められる事業として、農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可が不要とされていることを周知徹底すべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法的に農用地区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては除外許可申請が必要とされる場合があり、ガスパイプラインの敷設等に支障が生じている。</li> <li>○ したがって、改めて周知徹底を行うことにより、運用の統一を図るべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	道路への設置許可対象の範囲拡大
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 道路の構造に影響を与えない太陽光発電設備について、占有許可対象物件として追加すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</p> <p>② 電気自動車のための充電機器については、道路区域内の占有許可申請の対象であることを明確化し、関係者へ周知徹底すべきである。&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 高速道路の法面という未利用地の有効活用によって、太陽光発電の普及拡大が期待できる。</p> <p>○ しかしながら、現状では道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設の設置についても、取扱いが不明確である。</p> <p>○ 既に高速道路の法面への太陽光発電設備の設置事例もあり、こうした先進的取組みを全国的に推進していくとともに、電気自動車用の充電施設についてもインフラ整備が円滑に行えるようにすべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ④】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>電気自動車に係る急速充電器の設置促進</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、選択約款の早期拡充を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。</li> </ul> <p>＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞</p>
<p>所管省庁</p>	<p>経済産業省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション（共用部）等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならない。このため、電気料金の増加（低圧契約から高圧契約となる等）や他の事業者が土地の一部を賃借し、個別に機器設置に伴う電力契約を締結する等の対応ができないことなどにより、機器の設置が進展しない。</li> <li>○ 一方、低圧部分が規制されている現状においては、自由化分野と規制分野の区分を恣意的に変更することを防止する一定の客観的なルールも必要である。</li> <li>○ したがって、電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分供給取引の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要家側からの再生可能エネルギーの選択肢の拡大を通じ、再生可能エネルギーの普及を促進し、併せて、電力市場における公正かつ有効な競争を促進する観点から、経済産業省と公正取引委員会により、「適正な電力取引についての指針」における部分供給の概念で、対応可能なものと対応不可能なものの具体的事例（項目）を早急に明らかにする。その上で、一の需要場所において、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能である旨を広く国民に周知する。          &lt;平成 23 年度上期措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	公正取引委員会、経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「適正な電力取引についての指針」において、部分供給とは、「複数の電気事業者の電源から 1 需要場所に対して、各々の発電した電気が物理的に区分されることなく、1 引き込みを通じて一体として供給される形態」と示しているところ。グリーン PPS を含む特定規模電気事業者からの電力の購入については、自由化領域であり、複数の電気事業者の電源から一需要場所に対して供給を行う形態についても、電気事業法上、特段の制限はない。</li> <li>○ しかしながら、部分供給に関する規定は当該指針のみであり、具体例も記載されていないため、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が可能となることについて、周知されているとは言い難い。</li> <li>○ したがって、再生可能エネルギーの選択の柔軟化による公正かつ有効な競争を促進する観点から、「適正な電力取引についての指針」における部分供給について、一般電気事業者とグリーン PPS の両者を活用したグリーン電力の利用が対象となることを明確化すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ②】

規制・制度改革事項	リチウムイオン電池の取扱いに係る制度整備
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第4類第2石油類（国連勧告クラス3に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求するもの）を実施したものについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス9、非危険物）の扱いとする方向で検討し、結論を得る。なお、当該対応ができない場合については、我が国が国連勧告に整合していない理由について、書面等により事業者にも明示し、説明責任を果たす。          &lt;平成22年度検討開始、平成23年度中結論&gt;</li> </ul>
所管省庁	総務省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、消防法第4類第2石油類（消防危第48号（平成8年4月2日付、消防庁危険物規制課長通達））とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。</li> <li>○ 輸送に関しては、消防法は国内における危険物の運搬に関する基準を規定しているが、消防法に規定するこれらの試験は国連勧告で規定される引火性液体（クラス3）を収納する容器に関する試験と同一のもの（第4類第2石油類を運搬するもの）となっており、国連勧告に整合した区分（クラス9、非危険物）とはなっていない。さらに、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等についても、引火性液体（クラス3）を前提とした危険物の扱いであるため、全ての取扱いに第4類第2石油類の適用を受け、例えば一定以上のリチウムイオン電池を貯蔵する場合（電池容量が1,000L以上）は危険物貯蔵所等の扱いを受けるなど、国際的な取扱いに比して過度な規制を受け、競争力が阻害されている。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"><li>○ したがって、リチウムイオン電池の取扱いについて、国連勧告との整合性を図る観点から、一律に第4類第2石油類（国連勧告クラス3に相当）としての危険物扱いするのではなく、事前に一定の安全試験（国連勧告が要求するもの）を実施したものについては、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等で国連勧告と同様（クラス9、非危険物）の扱いとすべきである。</li><li>○ さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。</li></ul>
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 新エネルギー部会・電気事業分科会買取制度小委員会において、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等については、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とする方向で検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞</li> </ul>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、一般家庭が居住の用に供する家屋については、太陽光発電設備を導入した場合、余剰電力はプレミアム（48 円/kWh）で販売が可能だが、集合住宅等では構造上の制約により、発電設備を設置できない場合もあり、不公平感が生じている。</li> <li>○ したがって、太陽光発電設備を設置できない集合住宅・団地等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置した場合、その発電設備の発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、一般家庭が居住の用に供する家屋の余剰電力と同様に買取対象とすべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑳】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用（内規）」の見直し</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンション高圧一括受電サービスについて、一般電気事業者とその他の事業者の設備競争上のイコールフットディングを図るという観点から、例えば高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施すること等により、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とする方向で検討し、結論を得る。</li> </ul> <p>＜平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論＞</p>
<p>所管省庁</p>	<p>経済産業省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。</li> <li>○ 一般電気事業者による電力提供の場合（電気事業の用に供する電気工作物の場合）は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。本件にかかる一般電気事業者と取扱いの違いについての明確な根拠はない。</li> <li>○ また、保安管理業務の外部委託をする場合においては、電気工作物の設置者自らが電気主任技術者を選任している場合と保安体制が異なるとのことであるが、高性能な機器の採用及び活線状態で故障を事前に察知する常時監視を実施することにより、以前は停電を伴う点検が不要であったところ。常駐と非常駐による根拠が、明確になされていない。</li> <li>○ したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットディングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電</li> </ul>

	を伴う点検を不要とすべきである。
--	------------------

【グリーンイノベーションWG ⑳】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>家庭用電気料金メニューの拡充</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の省 CO2 化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促す。併せて、その旨を国民に広く周知する。＜平成 22 年度中措置＞</li> </ul>
<p>所管省庁</p>	<p>経済産業省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省 CO2 化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー（例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー（夜間の充電料金）やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かな料金メニュー（30 分単位等））とはなっていない。</li> <li>○ 需要家サイドにおける省エネや低炭素エネルギー活用を図るため、エネルギー需給情報を利用した需給マネジメントを行うための制度環境整備のあり方の 1 つとして、料金メニューの活用は必要とされているところ。</li> <li>○ したがって、需要家の省 CO2 化等を推進して行く観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、電気自動車用及びスマートメーター用の新たな料金メニューを積極的に構築するよう対応を促すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	需要家のロードカーブ情報の取扱い
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）にかかる個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールの整備など、情報の取扱いに関する方向性について検討し、結論を得る。＜平成 22 年度中検討・結論＞</p> <p>② 併せて、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等について、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（当該事業者は電気事業法の対象外である等）の明確化を図る。＜平成 22 年度中措置＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 需要家の電力使用量情報（時間帯別のロードカーブ情報）については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。</p> <p>○ 省エネや低炭素エネルギー活用を図るべく、エネルギー需給情報を活用した需給マネジメントを行うための、制度環境整備のあり方について検討を行う必要があるとされているところ。</p> <p>○ また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け（電気事業法の取扱い等）の明確化が必要である。</p>

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	特定電気事業制度の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる等、特定電気事業制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。</li> <li>○ したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	特定供給の関係性の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすこと等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。</li> <li>○ 電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。</li> </ul>



【グリーンイノベーションWG ③】

規制・制度改革事項	特定供給の対象となるエリア概念の拡大
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、例えば道路を隔てた建物間での電気の融通を可能とするなど、特定供給制度の「一の需要場所」のエリア概念の拡大等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞</p>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間は電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。</li> <li>○ したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑭】

規制・制度改革事項	低圧託送料金制度の創設
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者の低圧託送による相対契約等が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、当該対応の早期実施を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。          &lt;平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。</li> <li>○ したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、低圧託送が相対契約等で対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができる方向で対応を検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。＜平成23年度中検討・結論・措置＞</li> </ul>
所管省庁	経済産業省、国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。</li> <li>○ ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。</li> <li>○ 特に、ガスパイプラインに関しては、道路における敷設が一般に長大であり、複数の地方公共団体を跨ぐこともあることから、調整に時間がかかる。さらに、道路法第33条の許可要件では、道路管理者が道路の敷地外に余地がない場合に許可できるとしたものであり、一定条件を満たした場合においても、特定の場所で円滑な敷設が進まない恐れもあり、敷設計画が立てにくい。</li> <li>○ 一方、国土交通省は、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供しているところ、情報提供のみでは円滑な設置に対応しているとは言い難い。</li> <li>○ したがって、省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共</li> </ul>

	<p>性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができるよう、対応を検討すべきである。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合について、工事の効率性を高め、費用負担等を軽減する等の観点から、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札の徹底により、舗装復旧を行う方向で検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。＜平成 23 年度中検討・結論・措置＞</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道路法第 38 条においては、道路管理者が自ら占用工事を行うことができるのは「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」又は「道路占用者の委託があった場合」に限定されている。</li> <li>○ これにより、道路占用事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占用事業者に支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。</li> <li>○ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定しているとの回答であるが、入札が徹底していないとの指摘もあり、道路占用事業者（一般ガス事業者、通信会社等）を入札に参加させない合理的な理由もない。</li> <li>○ したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札の徹底により、舗装復旧を行うべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会において、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）を適用する方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。          &lt;平成22年度中検討・結論、結論を得次第措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	経済産業省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO<sub>2</sub>化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。</li> <li>○ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。</li> <li>○ したがって、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑳】

規制・制度改革事項	準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。          &lt;平成23年度中検討・結論・措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。</li> <li>○ 建築基準法では、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能としているところ。一方、可燃性物質であるアセチレンガスの製造については、建築基準法施行令で適用除外とされている。</li> <li>○ したがって、下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資する政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とすべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑨】

<p>規制・制度改革事項</p>	<p>ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化</p>
<p>規制・制度改革の概要（案）</p>	<p>○河川          &lt;河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置&gt;          ① 河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川の一部を縦断する場合における埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論&gt;          ② また、河川区域内での防護装置についても、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論&gt;</p> <p>○道路          &lt;農業用道路&gt;          ③ 社会インフラの整備にかかる地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、地方公共団体等が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置&gt;</p> <p>&lt;港湾道路&gt;          ④ 社会インフラの整備にかかる港湾道路の占用許可要件等について、国土交通省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱い</p>



	<p>を通知する。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置&gt;          &lt;高速道路の占用許可要件&gt;          ⑤ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でないことから、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）するよう検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置&gt;</p> <p>○公共用地等          &lt;公共用地等における占用許可要件&gt;          ⑥ 社会インフラの整備にかかる都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務的占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可するよう検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体に対して、当該事務の取扱いを通知する。          &lt;平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置&gt;</p>
<p>所管省庁</p>	<p>③ 農林水産省          ①、②、④、⑤、⑥国土交通省</p>
<p>当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方</p>	<p>○河川          &lt;河川縦断時の埋設許可要件&gt;          ・現行制度においては、河川が軟弱で不安定な状態であるとの認識のもと、やむを得ない河川の横断等にあたってのみ、埋設を認めているところ。建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）では、河川縦断時の埋設許可要件について、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする」と、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする」と定められており、縦断時の埋設許可が原則禁止であることが記載されているが、技術的基準などの要件が明確に定</p>

められているとは言い難い。

- ・本件は、河川近傍のガス管敷設に伴い、河川の一部を縦断する必要が生じた場合の技術的基準の明確化を求めるものである。
- ・したがって、河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川縦断時の埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。

#### <河川区域内での防護装置>

- ・河川区域内で圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や破堤など重大な被害を生じるおそれがあることから、河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする」と定められているところ、二重構造としなければならない技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。
- ・したがって、川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川区域内での防護装置について、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするということという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。

#### ○道路

##### <農業用道路・港湾道路の占用許可要件>

###### (農業用道路)

- ・農業用道路（主に、耕耘機等の小型車や、トラクター・コンバイン等のように大型でも低速度の農業用機械が通行できる舗装道路等が対象（地方公共団体及び土地改良区が所有）となる。いわゆるあぜ道ではない。）にかかる占用許可要件については、土地改良法で規制しているものではないところ、農業用道路を所有する地方公共団体及び土地改良区等が判断する要件が明確化されていない。
- ・一方、農業用道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。
- ・したがって、社会インフラの整備にかかる農業用道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。

	<p>(港湾道路)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾道路にかかる占用許可要件については、港湾法において、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸域）において占用等をしようとする者は、港湾管理者（地方公共団体等）の許可を受けなければならない旨を規定しているところ、港湾道路を管理する港湾管理者が判断する要件が明確化されていない。</li> <li>一方、港湾道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。</li> <li>・したがって、社会インフラの整備にかかる港湾道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。</li> </ul> <p>&lt;高速道路の占用許可要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でない。</li> <li>・したがって、高速道路にかかる占用許可要件について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。</li> </ul> <p>○公共用地等</p> <p>&lt;公共用地等における占用許可要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園の機能を阻害しない範囲で設置が認められているところ、都市公園における許可については、個別協議等によるものとなっている。</li> <li>・したがって、社会インフラの整備にかかる都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務的占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。</li> </ul>
--	---

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	事業系一般廃棄物の3R促進
規制・制度改革の概要（案）	・ 木くず及び紙くずについて、産業廃棄物の業種指定を撤廃すべきである。＜平成23年度中措置＞
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず、同一性状の廃棄物は一括で処理を行う方が効率的・効果的であり、経済コストの削減が可能となる。また、排出事業者が適正処理できるものについては、事業者自身が再資源化・適正処理に積極的に取り組んでいくことが肝要である。</li> <li>○ 特に事業系一般廃棄物について、廃棄物の量および形状から自治体が処理困難な場合、産業廃棄物施設で処理を行わざるを得ない状況が生じており、実態に応じた見直しを行うべきである。</li> <li>○ 現在は、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物とし、その他を一般廃棄物としているが、法施行時からの処理技術向上も踏まえ、広域的処理によって規模の経済を働かせ、効率的な適正処理を進めるという観点から、本来は廃棄物の性状・排出量・処理困難性等に応じて、排出事業者が委託先を柔軟に選択できるよう、見直しを行うべきである。</li> <li>○ 但し、排出事業者の判断によって一般廃棄物の処理体系が大きく変動する可能性も考慮し、まずは広域的にリサイクルを促進する上で障害となっている紙くず・木くずについて、一般廃棄物・産業廃棄物の区分を見直すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理計画を厳密に定めることが難しい事業系一般廃棄物の処分業に関する柔軟な許可取得が妨げられている実態がある場合には、国が当該自治体に事実上の改善勧告を行うことなどによって、その改善に努めるべきである。その第一歩として、事業系一般廃棄物処分業の許可についての実態調査を行うべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般廃棄物処分業の許可に係る審査においては、「一般廃棄物処理計画」における発生量を超える場合は許可がないことが多いという指摘があるが、本来は処理計画に規定される適正な処理を行う能力を有しているか否かによって判断されるべきである。実際、能力検定試験に合格し、適正な知識と技能を有していれば許可をおろす自治体も多く存在している。</li> <li>○ 産業廃棄物処理施設の許可について、同様の性状の一般廃棄物を処理する場合は届出で可能とされているが、当該処理を業として行う場合には業の許可を取得することが困難であるため、有効に活用することができていない。</li> <li>○ 産業の育成という観点でも、新規参入を阻害することによって高度な新技術の導入や事業者間の競争が行われないことは問題である。</li> <li>○ 今後更にリサイクルを促進させていく必要性を鑑みると、経済実態に左右され、処理計画に明確に定めることが難しい事業系一般廃棄物の処分業に関する許可取得について、適切なリサイクルを行うような場合には柔軟な許可取得を可能とするべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同一グループ企業内や同一敷地内における一体的な事業など、サプライチェーンと工場敷地内で発生する廃棄物について、責任の所在が明確である場合には、事業を一体とみなすことによって、自ら処理を可能とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理は事業者自らが行うことを原則としており、最大限自ら処理を行うことで資源の有効活用を行うべきである。</li> <li>○ 廃棄物処理法上における排出者責任の対象は、個々の法人格という運用がなされているため、企業グループ協同による 3 R 推進が可能であっても、廃棄物処分業の許可を取得するのは非現実的であることから、法人毎に廃棄物の処理または委託を行う必要があり、事務処理の煩雑化やコスト増に繋がっている。</li> <li>○ グループ企業の廃棄物ボイラ施設が近隣にある場合であっても、自社の施設ではないという理由で廃棄物燃料を別途委託処分せざるを得ないような場合もあり、エネルギーの有効利用や低炭素化の推進という観点からも問題である。</li> <li>○ グループ企業や一体的な事業で発生する廃棄物については、その性状・構造に関する情報が企業間で共有され、高度な処理・リサイクル等につながることを期待される。こうした取組みを円滑に推進する観点からも、一体的な処理は有効と考えられる。</li> <li>○ 事業を一体としてみなすことは、排出事業者による自ら処理を進めることを目的としているのであって、処理業許可制度の趣旨から逸脱するものではない。また、自ら処理と称した無許可での廃棄物処理行為に対しては、現行法に規定されている罰則の対象となることによって、行政処分を行うことは可能であり、このことが産業廃棄物の不適正処理を引き起こすものではない。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ また、「事業者」の解釈は、その自己処理責任をどの範囲の者に及ぼすかの問題であると同時に、産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲をどう解するかにもかかわる問題であり、廃棄物を排出する事業者が複数であってはならない根拠はない。むしろ「排出事業者」を限定することによって、逆に産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲を広げ、国民の営業の自由に対する制約を拡大する結果をもたらす可能性があるという東京高裁の判決も出ている。</li><li>○ 不法投棄防止の観点が必要であるが、責任の所在が明確である場合には、一体として排出事業者とみなすことによって自ら処理を認めるべきである。</li></ul>
--	--

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テナントビル、ショッピングモール、商店街など、複数の事業者が一定エリアにおいて事業活動を行っている場合等、廃棄物の排出管理が共同で行われている場合、契約締結に関し、管理契約または委任状等の方法による委任により、ビル維持管理会社等が一括して自らの名義において委託契約等の事務を行うことが可能であることを周知徹底する。＜平成23年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理は事業者自らが行うことを原則としており、最大限自ら処理を行うことで資源の有効活用を行うべきである。</li> <li>○ 排出事業者が、自ら処理の責任を果たす上で、同じ商業施設等に入居している複数の会社および個人事業者など、同一エリアにおいて一体的に企業活動を行っている複数の会社等が連携し、3Rへの取組みを推進することは有効である。</li> <li>○ マニフェストはビルの管理会社等が自らの名義で交付等の事務を行ってもよいとされているが、委託契約は個々の事業者が締結する必要があり、入れ替わりの多いテナント等との契約に係る事務コストが煩雑化している。</li> <li>○ 複数の会社が共同して開催する展示会等の会場から排出される廃棄物など、契約に基づき、代表者が排出事業者となることで全体の廃棄物の3R促進および適正処理を行っている事例もあり、責任の所在が明確な場合について、こうした取組みを促進すべきである。</li> </ul>



【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	動脈物流を活用した食品リサイクルの促進
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 食品リサイクル法の特例制度について、再生利用事業計画（リサイクルループ）に係る農畜産物の購入要件に、リサイクルループ以外で再資源化された肥飼料から作られた農畜産物も含めるなどの見直しを行うべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② 食品リサイクル法の対象事業者が取扱う動植物性残渣は産業廃棄物として取扱うべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	農林水産省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ コンビニエンスストア業態のようなフランチャイズチェーンにおいては、再資源化を行うに当たって、需要予測の精緻化による食品廃棄物の発生抑制に努めることはもちろんのこと、各店舗からの排出量が少量であることなどから効率的な回収を行う際の課題が多く、広域的な回収によって経済合理性のある仕組みを構築することが有効である。</p> <p>○ 配送センターから各店舗に商品を配送する際に食品循環資源を同時に回収する「戻り物流」を活用した仕組み作りの検討が開始されている。戻り物流の活用は、物流コスト削減のみならず、個々の加盟店が一般廃棄物処理業者に個別に収集運搬を委託した場合と比較して CO2 削減効果も高く、低炭素社会の構築にも貢献できるが、現在は廃棄物処理法等の厳格な規制によって、効率的な回収による再資源化処理が阻害されてしまっている。</p> <p>○ 食品リサイクル法においては、肥料化または飼料化が求められるが、賞味期限切れの弁当等の食品廃棄物は塩分含有量が多く、肥料化に適していない場合もある。また、飼料化にあたっては、腐敗を防止する必要があることから、都心部から遠方のリサイクル施設まで冷蔵車で運搬する必要が生じ、多大な費用負担に繋がる場合もある。</p> <p>○ また、食品リサイクル法の特例措置である再生利用事業計画（リサイクルループ）の認定を受けることによって、</p>

	<p>収集運搬に係る業の許可が不要となるが、同時に再資源化された肥飼料から作られる農畜産物の 50%以上を購入する義務が生じるため、全国展開を行うコンビニエンスストア業態のように規模が大きく、商品ライフサイクルの早い業態においては、企業の商品開発要件及び安定的な引取り量が折り合わない。こうした業態の特性により、スーパーなどとの共同申請は容易ではない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ したがって、適正かつ効率的な食品リサイクルを促進するためにも、同一チェーン内での収集運搬について、チェーン本部が受け渡しに係るトレーサビリティを確保し、衛生管理等の責任を負うなどの一定の要件を満たす場合については、本部・加盟店舗・収集運搬事業者を一体とみなし、一般廃棄物処理業の許可を不要とするべきである。</li><li>○ また、動植物性残渣は業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じており、食品リサイクル法の対象事業者が取扱う動植物性残渣は産業廃棄物として取扱うべきである。</li></ul>
--	---

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健全な廃棄物業者を育成し、不法投棄を防止しながら物流の効率化を図るため、許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物収集運搬業者については、排出事業者へ通知することによって再委託をすることを可能とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業界全体としては、再委託（＝アウトソーシング）により効率化及び CO2 排出量の削減が推進されているにも関わらず、廃棄物処理法では不適正処理を防止する観点から、原則として業務の再委託が禁止されており、静脈物流の効率化や廃棄物処理の合理化が妨げられている。</li> <li>○ また、廃棄物処理業の産業としての発展のためには健全な優良事業者の育成が重要であり、法を遵守し、効率的・効果的な処理を促進しようとする優良な事業者の事業活動が、過度な規制によって阻害されることがあってはならない。</li> <li>○ したがって、不法投棄を防止する必要があるが、排出事業者が適正処理の行える優良事業者を選定し、処理の委託を行っている場合には、柔軟に再委託を行うことを可能とするべきである。</li> <li>○ 適正な処理を行う優良な事業者に再委託を認めることは、静脈物流の効率化のために有用であり、性状に応じた適正処理の促進にも繋がる。静脈物流の合理化を図ることによって、収集運搬コストの低減に加え、排出量の変動にも柔軟に対応しやすくなる。</li> <li>○ なお、排出事業者へ通知をすることによって、排出事業者の意思を委託先の産業廃棄物処理業者に伝えることは十分に可能である。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	積替え保管の許可基準の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型車両から大型車両等への積替えについて、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものである場合には、積替え保管の許可が不要である旨通知すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 積替え保管については、保管場所について許可が必要であるが、運送途中での大型便などへの積み替え目的での駐車についても許可取得を求められる場合があり、円滑な物流がなされるよう、運用の明確化を図るべきである。</li> <li>○ 現行発出されている通知は、産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程における貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業に限定されており、運送途中での大型便への積み替えなど、飛散等の措置がとられている場合における駐車についても明確化を行うべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化
規制・制度改革の概要（案）	<p>① 船舶や鉄道など、駅および港湾を拠点として貨物を広域移動する輸送手段について、収集運搬の許可を不要とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p> <p>② 船舶・鉄道による廃棄物の輸送について、その運行経路及び輸送に係る安全性が確保されている場合には、最終的な積卸地でマニフェストの収集運搬終了確認を行うことを前提に、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とすべきである。＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会を構築するにあたっては、共同輸送や大量輸送によって、規模の経済を考慮した広域かつ効果的な静脈物流システムを構築することが必要である。</li> <li>○ 産業廃棄物の収集運搬の許可は、本来、車両を利用した廃棄物輸送を前提としたものであり、道路及び道路沿いの土地を中心とした生活環境への支障を考慮して都道府県単位の許可となっている。</li> <li>○ 一方、駅および港湾を拠点とする船舶・鉄道については、貨物を広域移動する輸送手段であり、都道府県が許認可権を有することには合理性が乏しいことから、収集運搬の許可を不要とするべきである。</li> <li>○ 生活環境への保全については、廃棄物の積荷・積卸作業時点で必要な措置が講じられており、運行にあたって、周囲に影響を及ぼさないような対応がなされている。</li> <li>○ また、その運行経路も固定されており、貨物輸送の安全性も確保されていることから、不法投棄のリスクは極めて低いと考えられ、手続きの簡素化の観点から、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とし、最終的な積卸地でのみの確認で足ることとすべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないよう取扱うべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理法制定時の通知において、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこととされているが、近年増加しているPFIの事業形態等については、廃棄物処理業および廃棄物処理施設の許可を取得するよう指導がなされることが多い。</li> <li>○ 汚泥の脱水処理施設に関しては、①脱水施設が生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれている、②事故等による環境影響がほとんど想定されない、③脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理していることを条件に、廃棄物処理法の適用除外とされており、下水道処理施設及び浄水施設に付随する脱水施設についても、同様の考え方を適用すべきである。</li> <li>○ 今後も多様化が予測される事業形態に着目するのではなく、適正処理が担保されているかといった管理体制を検討することによって、合理的な取扱いを行うべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物利用運送事業法に基づく許可を有する事業者に行う場合は、貨物利用運送業者に変更がなければ、その契約先運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	経済産業省、環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく収集運搬の大部分は数多くの貨物運送業者が実施しているが、運送業者の変更や役員変更、住所変更等に係る変更認定及び変更届の事務手続きが煩雑となっており、申請側・審査側双方の負担になっている。</li> <li>○ 行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握していることの必要性として、不適正処理等の発覚時に速やかな対応を行えるようにすること及び、不法投棄等に対する抑止効果が考えられるが、特に貨物利用運送事業者については、国土交通省によってその契約先の運送業者の把握が行われており、緊急事態においてすぐに事業者の内容を確認する体制が整っている。また、収集運搬を行う者に対して、当該体制が整備されていることを明示すれば、現行と同様の抑止効果を得ることは可能である。</li> <li>○ また、現行制度においても、変更認定に数ヶ月を要していることから、常に行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握している状況下にあるとは言い難い。</li> <li>○ 今後も排出事業者責任に基づき、リサイクルを推進するためにも、変更手続きを見直すことで合理化・効率化を図るべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	リサイクル品の活用促進①
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガラスカレット、鉄鋼スラグ、硫黄、再生採石、熔融スラグなどの運搬や利用および輸出が困難であるものについて、一定の品質基準への適合性を条件に、廃棄物の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬、利用及び輸出を可能とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 真に循環型社会の形成を推進するためには、循環的利用を促進し、循環的利用ができないものを廃棄物として適正処理することが必要である。循環的利用が可能なものを、すべて廃棄物であるとするれば、資源を有効に活用することが出来ず、結果として最終処分の増大や環境負荷の増加となってしまっただけではなく、資源の枯渇への対応も出来なくなってしまう。</li> <li>○ 廃棄物か否かは、廃棄物処理法において「物の性状や排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「無価値物」及び、有価で取引される物であっても運搬費用が買取金額を上回る「逆有償物」が廃棄物に分類されることが多いため、再資源化が阻害されてしまっている場合がある。</li> <li>○ 特にガラスカレット・鉄鋼スラグ・硫黄・再生採石・熔融スラグなどについて、コストをかけて再資源化を行ったとしても、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合、運賃が高額になる場合等、市況によって廃棄物に該当してしまう場合があり、運搬や利用および輸出が困難となっているという指摘がある。</li> <li>○ 自治体による再生利用指定制度を利用するに際し、事業実施者や搬入先が限定され、自由な営業活動を行うことができないことに加えて、そもそも実際の利活用が進んでいない。循環型社会を推進するためには、自治体の裁量に委ねられる極めて限定的な再生利用指定制度ではなく、広い市場における再生利用を行うべきである。</li> </ul>



	<p>○ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取組みであり、今後も積極的に進めていく必要がある。したがって、安全性の担保として一定の品質基準への適合性を条件に、再度有効活用が可能な資源については廃棄物処理法の管理下から除外し、資源循環を促進すべきである。現行法における専ら物についても、専ら再生利用の市場が構築されているという理由のみで、誰でも許可なく取扱うことが可能であり、適切に処理がなされた再生利用可能な資源についても同様の考え方を適用すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ①】

規制・制度改革事項	リサイクル品の活用促進②
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設汚泥をリサイクルした改良土について、一定の品質基準への適合性および施工現場における適切な使用を条件に、廃棄物処理法の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬および利用を可能とすべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成 23 年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 真に循環型社会の形成を推進するためには、循環的利用を促進し、循環的利用ができないものを廃棄物として適正処理することが必要である。循環的利用が可能なものを、すべて廃棄物であるとすれば、資源を有効に活用することが出来ず、結果として最終処分の増大や環境負荷の増加となってしまうだけでなく、資源の枯渇への対応も出来なくなってしまう。</li> <li>○ 廃棄物か否かは、廃棄物処理法において「物の性状や排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「無価値」及び、有価で取引される物であっても運搬費用が買取金額を上回る「逆有償物」が廃棄物に分類されることが多いため、再資源化が阻害されている場合がある。</li> <li>○ 建設汚泥をリサイクルした改良土は、品質が確保されていれば有用な土木資材であるが、市場が競合する建設残土等が廉価又はマイナス価格であるため、有償売却が困難であり、自治体によって廃棄物とみなされることから、十分な有効利用がなされていない。</li> <li>○ また、自治体による再生利用指定制度はその利用に際し、事業実施者や搬入先が限定され、自由な営業活動を行うことができないことに加えて、そもそも実際の利活用が進んでいない。</li> <li>○ このため、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」において指針が示されてはいるものの、価格の問題から廃棄物に該当し、かつ再生利用の特例制度も</li> </ul>

	<p>円滑に利用されていないことから、適正な再生利用も進んでいない現状がある。</p> <p>○ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取組みであり、今後も積極的に進めていく必要がある。したがって、安全性の担保として一定の品質基準への適合性を条件に、再度有効活用が可能な資源については廃棄物処理法の管理下から除外し、資源循環を促進すべきである。</p>
--	--

【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制・制度改革事項	バイオマスの利活用促進
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとしてなど、一定の条件下で適切に利活用される場合については、運用の標準的ガイドラインを国が策定することによって、現状自治体毎に様々である取扱いを統一化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ バイオマス資源の利用は、CO2 排出削減、廃棄物の削減にも大きな効果があることから、バイオマスを循環資源として最大限活用できる環境整備を更に進めるべきである。</li> <li>○ 現在は廃棄物か否かについて、調達コストが有償か逆有償かで判断されている実態があるが、廃棄物と規定された場合は多くの諸手続きが必要となるため、利活用を進めるという観点から、バイオマスの性状や不法投棄等のリスクが極めて低い取引形態等に着目した見直しを図るべきである。</li> <li>○ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取組みであり、今後積極的に進めていく必要がある。循環型社会構築に向けて、今後どのような資源を、どのような方法で利用することがよりの確かという点について一層の配慮を行うことが肝要である。</li> <li>○ 現行法における専ら物についても、専ら再生利用の市場が構築されているという理由のみで、誰でも許可なく取扱うことが可能であり、適切に処理がなされた再生利用可能な資源についても同様の考え方を適用すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般廃棄物処理業の許可について、産業廃棄物処理業の許可と同様、更新期間を5年とするべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成23年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、現在5年であり、今後は優良事業者については7年になると予定されている。これに比して、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年であり、処理業者及び自治体の事務コストの増加に繋がっている。</li> <li>○ 現状の更新期間は処理計画策定のタイミングとの整合性もとれておらず、安定した業を営む上で、施設設置や運搬車両の購入等多大な投資が必要である現状を考慮すれば、更なる延長を行うべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ④】

規制・制度改革事項	特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行うことを可能とするべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別管理産業廃棄物は廃酸、通常の産業廃棄物について一定の有害性等の要素を加えたものであるが、特別管理産業廃棄物の許可を有していても、同一性状の産業廃棄物の処理を行うにあたっては改めて許可を取得することが求められている。</li> <li>○ このため、申請手続きの重複により、処理コストが増加してしまうことに加えて、一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう場合がある。</li> <li>○ 特別管理産業廃棄物の業許可を取得していることをもって、産業廃棄物を取扱えることとする対応は、手続きの簡素化を目的としており、情報管理を適切に行うことでの確な指導や処分等を行うことは十分に可能である。</li> <li>○ 有害性のある廃棄物を適正に処理可能である以上、同一性状の無害な廃棄物は同様に適正処理も可能であることから、個々の許認可の取得を不要とするべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑤】

規制・制度改革事項	廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の設置については、建築基準法第51条の対象から除外し、工場設置と同等の規制とすべきである。＜平成23年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	国土交通省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 廃棄物処理施設は都市計画決定または都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋立てを伴わないようなリサイクル施設であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する場合があることから、迅速な施設設置が阻害されている。</li> <li>○ 工業専用地域において、通常の工場は都市計画審議会の議は不要である一方、環境負荷の観点では工場と同等であるにも関わらず、リサイクル施設が対象となることで一般的な製造業者に比べて過大な負担が生じていることは不合理である。</li> <li>○ 本来、工業専用地域等は、排気や騒音等により市民生活への影響が懸念される事業場の立地場所であり、そこに廃棄物処理施設を設置することは当該目的から外れるものではないはずである。また、環境保全は廃棄物処理法等の手続きによって担保されており、審議会を経る必要性は小さいと考えられる。</li> <li>○ 大量生産、大量廃棄という従来からの状況から、資源循環の概念の浸透によって経済の構造は変革している。循環型社会の構築という観点から、リサイクルが既に産業活動の一環となっている状況及び工業専用地域の特性を踏まえ、工業専用地域の処理基準を柔軟に見直すべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	処理委託契約書の簡素化
規制・制度改革の概要（案）	・ 電子マニフェストが排出事業者の契約書をも兼ねるようにすべきである。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 処理委託契約書の内容は項目が多く、作成のための印紙税や作成・保管の事務コストが膨大となっており、契約書とマニフェストの記載事項には多数の重複項目が存在している。</li> <li>○ マニフェストによって、処理ルートの確認が行われており、不法投棄や不適正処理防止という観点では、契約書以上の効果が期待できる。</li> <li>○ したがって、電子マニフェストの普及拡大の観点からも、電子マニフェストが委託契約書を兼ねるようにすることで運用の合理化を図るべきである。</li> </ul>



【グリーンイノベーションWG ⑦】

規制・制度改革事項	マニフェスト報告制度の適用猶予の再開
規制・制度改革の概要（案）	・ マニフェスト報告制度について、適用の猶予を再開すべきである。＜平成 23 年度中措置＞
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<p>○ 長期にわたり適用が猶予されていたマニフェスト報告制度は、適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のためとされているが、排出事業場毎に提出することから、排出事業者にとって大きな負担となっている。また報告を受けた自治体もこの報告を有効活用しきれていない</p> <p>○ 本来、電子マニフェストの普及によって自治体が排出事業者の委託状況を容易に把握するために有効な制度として規定されたものであり、電子化の普及が充分でない（平成 20 年度：14%）現段階においては当該制度の適用を再度猶予すべきである。</p>

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者および上場している産業廃棄物処理業者については、役員および5%以上株主について、年に1回届出をすれば足りることとすべきである。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜平成23年度中措置＞</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならないとされている。</li> <li>○ 上場をしている会社の場合、株式の譲渡が株式市場において自由に行われており、株主も日々変動することから、会社として5%以上の株主を毎日特定することは不可能である。さらに、役員・支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もあることから、許可権を有する自治体へ期限内に届けることは極めて困難である。</li> <li>○ 上場企業については、既に上場審査の過程で、反社会的勢力に関するチェックは徹底されており、悪質事業者はその時点で排除されているとともに、許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な事業者であれば、事業の適正な実施が期待されているため、要件を柔軟に見直すべきである。</li> <li>○ 添付書類が揃わなくとも10日以内の提出を求める自治体や、書類が揃うまで受け付けない自治体もあるなど、個々に指導内容も異なっており、運用の統一化及び柔軟化を図るべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑨】

規制・制度改革事項	欠格要件の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優良事業者については、政令指定使用人のうち、支店長および継続的に契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者は欠格要件から除外すべきである。</li> </ul> <p>&lt;平成 23 年度中措置&gt;</p>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不法投棄などの不適正処理を防ぎつつ経済合理的にも優れた廃棄物処理を行うためには、高いモラルと処理能力を兼ね備えた優良な事業者を育てていく必要がある。</li> <li>○ 廃棄物処理法においては、暴力団排除及び不適正処理を防止する観点から、平成 3 年以降、欠格要件の強化を行うことにより、悪質業者の参入を阻んできたが、これにより適正処理を行おうとする優良業者までも新規参入を躊躇する現状があることに加えて、処理業者は分社化等の措置により過失等により欠格要件に該当した場合のリスクを最小限に留める対応を行う必要があり、優良業者の育成が阻害されている。</li> <li>○ 欠格要件の対象として、本店又は支店の代表者、および継続的に業務を行うことができる施設の契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者も含まれているが、頻繁に組織改廃が行われる支店や営業所が契約締結権限を有するかどうかは流動的であるため、明確性を前提として一律な判断を求められる欠格要件制度にそぐわない。</li> <li>○ 廃棄物業の免許に記名されている政令指定人等が事業に直接関係のない違反行為を犯した際、たとえ当該指定人が辞職したとしても企業全体での責任として廃棄物業が長期間の活動停止となってしまう。優良業者にとっては企業活動そのものの罰則でもないにもかかわらず、活動を行えず廃業に追い込まれてしまう。</li> <li>○ 悪質業者の排除は、管理・監督責任を負う行政によって適宜、改善命令・事業停止・許認可取消を行うことで対応すべきであり、欠格要件の必要以上の強化は健全な事</li> </ul>

	<p>業者までも巻き込んでしまうことになりかねないことから、コンプライアンスを遵守している優良事業者については対象要件を見直すべきである。</p>
--	---

【グリーンイノベーションWG ⑩】

規制・制度改革事項	廃棄物統計の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物排出・処理状況調査において、①汚泥を脱水処理施設から排出された状態で集計する、②動物のふん尿を統計から除外する、③現実に排出されていない廃棄物を除外した数値も併記することによって、産業廃棄物として排出されている実態を明確化すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 産業廃棄物排出・処理状況調査における産業廃棄物の総排出量は約 4 億 1900 万トンとされているが、そのうち汚泥が 44.2%、動物のふん尿が 20.9%を占めている。</li> <li>○ 汚泥の排出量は、含水比がきわめて高い状態で推計されていると考えられるばかりではなく、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また、動物のふん尿は、畜産統計に基づき、飼育頭数から排出量が推計されているが、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出及び処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっている。</li> <li>○ 含水比の高い汚泥及び排出や処理実態が通常と異なる動物のふん尿が総排出量の大半を占めるため、年々最終処分量が減少しているにも関わらず、廃棄物の総排出量は横ばいとなっており、国民の自助努力による減量効果が評価され辛い状況となっている。産業廃棄物として排出されている実態をより明確化するためにも、汚泥及び動物のふん尿を除外した数値も示すことによって、国民への情報提供および 3R の取組みの成果を判断する基礎材料に資することを可能とし、今後の施策の方向性を的確に判断できるようにするべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑥】

規制・制度改革事項	PCB含有基準の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB廃棄物について、海外における処理実態を踏まえ、現状との整合性も含めて、低濃度の定義と処理の促進を検討すべきである。＜平成23年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ PCB特措法により、PCB廃棄物所有者は平成28年7月までに廃棄処理することが義務付けられており、PCB廃棄物を安全に管理し、適正処理を進めていく必要がある。</li> <li>○ しかしながら、低濃度の最低濃度基準は0.5PPM以上と検出値ベースとなっており、先進諸外国基準（米・英・仏・加・豪：50PPM）から掛け離れている状況にある。この厳しい基準によって、適正処理を行える事業者や処理場も限定されており、多くの事業者が保管の継続を余儀なくされている。</li> <li>○ 保管による紛失のリスクを回避するためにも、少なくとも低濃度基準について海外と同程度の水準に設定することによって、安全かつ適正な処理を進めるべきである。</li> </ul>

【グリーンイノベーションWG ⑫】

規制・制度改革事項	自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然的原因による汚染土壌については、局長通知発出以前の通り、法の対象から外す等の措置を講じるべきである。＜平成 23 年度中措置＞</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火山国である我が国においては、微量のフッ素・砒素等が自然界に存在することが広く知られている。</li> <li>○ 土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因により有害物質が含まれる汚染土壌についても汚染土壌として管理することが求められたが、日本全国において自然的原因による土壌汚染環境基準超過は広範に認められるものであり、これについて土地の所有者の負担で土壌汚染の防止を行うことは、国民にとって過度な負担となるとともに、汚染者負担の原則を超えている。</li> <li>○ また、土壌環境基準超過によって指定区域としての指定がなされることによって、土地の有効利用や国内への投資を行う際の阻害要因となり、国土の健全な利用が阻害されてしまう恐れがある。</li> <li>○ 自然由来の汚染しか懸念されない土地であって、所有形態に変更がない場合でも、調査命令が出され、時間とコストをかけて調査を行わなければならないことは、事業の健全な運営という観点からして過度な規制ともいえる。</li> <li>○ 自然由来でも人工的であっても、健康被害が発生するおそれがあるのであれば何らかの処理が必要とも考えられるが、特に、公定法による溶出量検査における基準値は、飲料水基準と同程度となっており、海水であっても基準値を上回ることがあることから、摂取のリスクが少ない地域においても一律の基準とするのは不合理であり、法の指定基準についての妥当性検証を行うべきである。</li> <li>○ 従来は「自然由来の土壌汚染の可能性がある場合については、土地の履歴、周辺の同様な事例や地質的状况、海</li> </ul>

	<p>域との関係等の状況を総合的に勘案して判断する必要がある」とされていたが、国民に過度な負担を課す可能性の極めて高い運用変更が法改正ではなく、局長通知によって行われていることはその正当性からしても問題であり、見直しを行うべきである。</p>
--	---



【グリーンイノベーションWG ⑬】

規制・制度改革事項	浄化槽の法定検査の見直し
規制・制度改革の概要（案）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浄化槽法に基づく法定検査と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じていることから、検査期間の延長、保守点検・清掃結果等の提出による簡略化、民間の事業者による実施や手続きの代行を認めるなど、法定検査の在り方を見直すべきである。          &lt;平成 23 年度中措置&gt;</li> </ul>
所管省庁	環境省
当該規制・制度改革事項に対する分科会・WGの基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 浄化槽法においては、保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数（保守点検：年3回以上、清掃：原則年1回）について行い、その記録を3年間保存する必要がある、さらに適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかの確認のため、法定検査（水質に関する検査）を定期検査として年1回行う必要がある。</li> <li>○ 浄化管理者は、保守点検等で適切な管理を実施している場合であっても更なる費用を負担して法定検査を受検する必要がある、重複感が生じていることから、民間の事業者による実施や手続きの代行、保守点検・清掃結果の書類等の提出による簡略化など、法定検査の在り方を見直すべきである。</li> </ul>